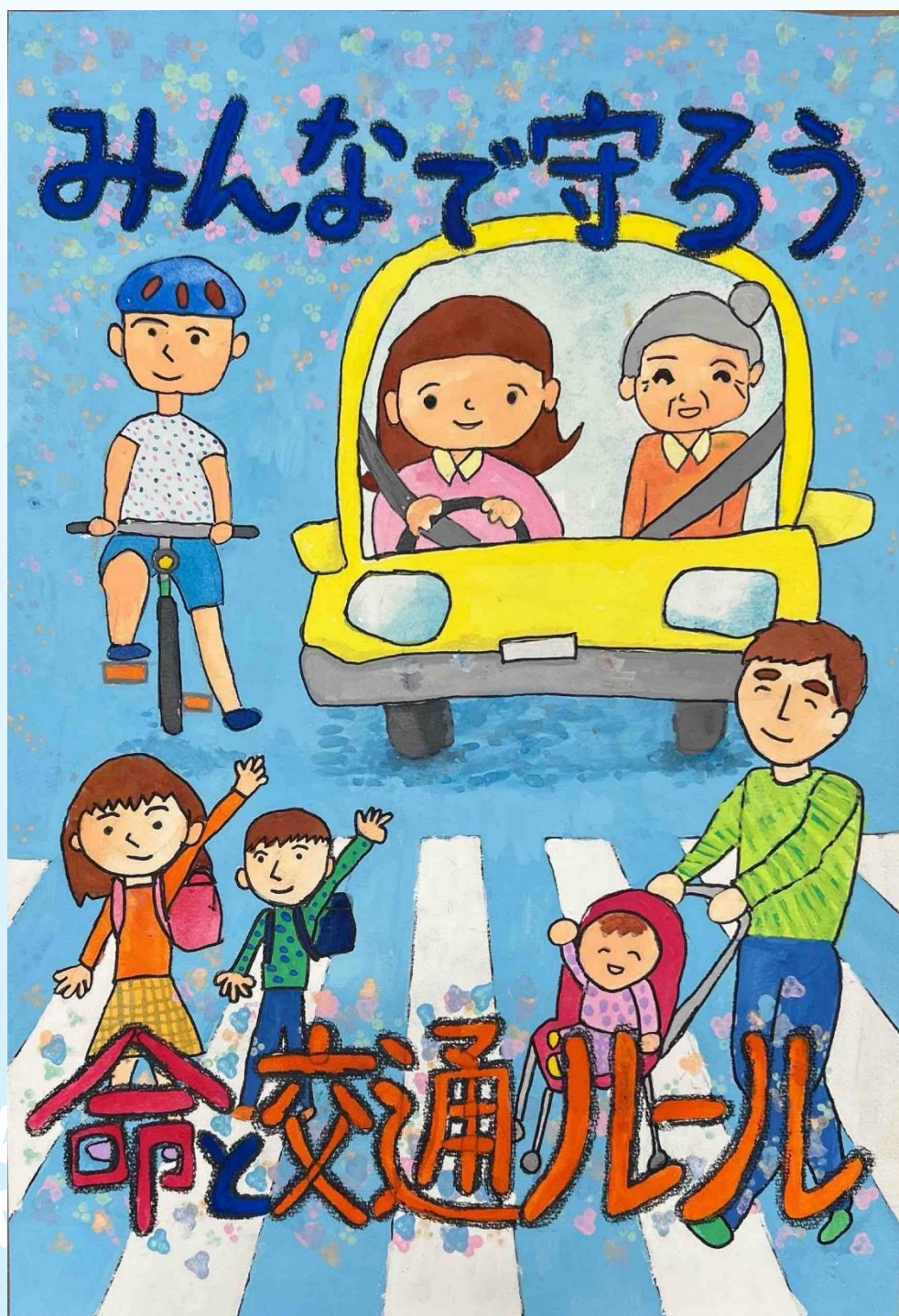


令和7年

冬のTOKYO交通安全キャンペーン

令和7年12月1日（月）～12月7日（日）
～世界一の交通安全都市TOKYOを目指して～



第13回東京都交通安全ポスターコンクール（令和7年度実施）
佳作 小学校3年 田島 愛梨（たじま あいり）さんの作品

重点

- ①高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ②夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- ③二輪車の交通事故防止
- ④自転車と特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底
- ⑤飲酒運転の根絶
- ⑥違法駐車対策の推進



東京都／首都交通対策協議会

令和7年冬のTOKYO交通安全キャンペーンにおける 重点は次に掲げる6項目です

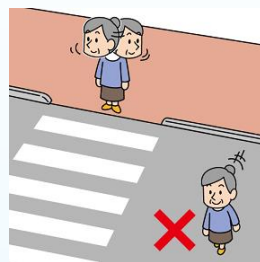
重点① 高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

【高齢者の方へ】

歩行中の死亡事故をみると、約6割を高齢者が占めており、高齢歩行者側による横断違反等を原因とする事故も多く発生しています。道路を横断する時は、横断歩道を利用することはもちろん、必ず信号を守りましょう。慣れた道でも必ず交通ルールを守り、十分な安全確認を行うなど、他の見本となるような安全行動をお願いします。

【全ての歩行者の方へ】

横断歩道を横断する際には、車が自分に気がついていないかもしれないという意識を持ち、青信号でも必ず左右の安全確認を確実にし、歩行者自身が「自らの命は自分で守る」安全な行動を実践してください。



重点② 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

【反射材を活用しましょう】

日没時間が早くなり、夕暮れ時や夜間の重大事故が増加する傾向にあります。歩行者や自転車の方は、反射材用品や明るい服装等を着用するなど、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう。

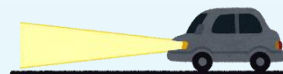
【ライトは早めに点灯しましょう】

夕暮れ時の事故を防ぐために、車のライトは早めに点灯しましょう。ハイビームを適切に使用し、歩行者の存在や前方の状況を早めに把握しましょう。

【歩行者等に対する保護意識を高めましょう】

横断歩道は歩行者優先です。ドライバーの方は、横断歩道を渡ろうとする歩行者等がいる場合には、横断歩道の手前で一時停止をお願いします。

青信号を右折または左折する際は、進行方向にある横断歩道上を渡ろうとする歩行者がいないかを確実に確認し、安全に進行してください。



重点③ 二輪車の交通事故防止

二輪車（原付車含む）の右直事故や単独事故、車線変更時に車両と接触する事故が多く発生しています。

ライダーの方は、慣れた道でも速度を控えて安全走行を心がけましょう。二輪車のすり抜け運転や無理な追い越しも重大交通事故につながる危険な行為なので絶対にやめましょう。ヘルメットのあごひもをしっかりと締めて、胸部を守るプロテクターを着用しましょう。



重点④ 自転車と特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール理解・遵守の徹底

【自転車利用者の方へ】

自転車を運転する際は、「自転車安全利用五則」を守りましょう。自転車乗車中の交通事故の多くは交差点で発生しています。信号機が設置されていない交差点では一時停止と安全確認を確実にし、交通事故防止に努めましょう。

※令和8年4月1日から道路交通法改正により、自転車の交通違反に交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されます。

【特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」）を利用する方へ】

特定小型原動機付自転車を運転する際は、車道を走行し、信号や一時停止標識を守りましょう。飲酒運転も禁止です。一定の違反行為、(17類型)を3年以内に2回以上反復すると、「特定小型原動機付自転車運転者講習」を受けなければなりません。

【自転車・特定小型原動機付自転車を利用する全ての方へ】

自転車・特定小型原動機付自転車を利用する前には、必ず交通ルールを確認して安全に利用してください。

また、利用する際は、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。



重点⑤ 飲酒運転の根絶

飲酒運転は他人の命をも脅かす危険極まりない犯罪行為です。

車もバイクも自転車も電動キックボードも、お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。

また、飲酒運転をする人に対して車両や酒類を提供する行為、飲酒運転をするおそれのある人の車両に同乗する行為も罰せられます。

みんなで飲酒運転を許さない社会をつくりましょう。

重点⑥ 違法駐車対策の推進

違法駐車は、たった一台でも交通渋滞や交通事故の原因になります。特に交差点やその付近での違法駐車は、重大事故に直結する「危険行為」です。絶対にしてはいけません。年末は特に交通量が増えます。出掛ける前にあらかじめ外出先の駐車場を確認し、短時間でも路外駐車場やパーキングメーターを利用して、一人ひとりが違法駐車をしないうに心がけましょう。



令和7年7月発行 登録番号(7)22
令和7年冬のTOKYO交通安全キャンペーン推進要領
編集発行 東京都民安全総合対策本部
総合推進部 総合推進課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話03-5388-3124